

現 行	改 訂	摘 要
<p data-bbox="533 284 792 320">令 和 6 年 度</p> <p data-bbox="439 520 900 579">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="551 1015 770 1051">令和6年8月</p> <p data-bbox="427 1129 911 1166">国土交通省 北海道開発局</p>	<p data-bbox="1357 284 1617 320">令 和 7 年 度</p> <p data-bbox="1263 520 1724 579">空港工事仕様書</p> <p data-bbox="1375 1015 1594 1051">令和7年9月</p> <p data-bbox="1252 1129 1736 1166">国土交通省 北海道開発局</p>	<p data-bbox="1832 260 1928 288">年度更新</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>空港工事仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総 目 次</b></p> <p>第1編 共 通 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第2編 材 料 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 . . . . . 1- 1</p> <p>第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂 防 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダ ム 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空 港 編 . . . . . 1- 40</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 . . . . . 2- 1</p> <p>品質管理基準及び規格値 . . . . . 2- 6</p> <p>出来形管理基準及び規格値 . . . . . 2- 37</p> <p>写真管理基準 . . . . . 2- 64</p> <p>北海道開発局独自 . . . . . 3- 1</p> <p>付 表 . . . . . 4- 1</p>	<p style="text-align: center;"><b>空港工事仕様書</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総 目 次</b></p> <p>第1編 共 通 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第2編 材 料 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第5編 空港土木工事共通編 . . . . . 1- 1</p> <p>第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第8編 砂 防 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第9編 ダ ム 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)</p> <p>第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)</p> <p>第13編 空 港 編 . . . . . 1- 40</p> <p>空港土木工事施工管理基準及び規格値 . . . . . 2- 1</p> <p>品質管理基準及び規格値 . . . . . 2- 6</p> <p>出来形管理基準及び規格値 . . . . . 2- 37</p> <p>写真管理基準 . . . . . 2- 65</p> <p>北海道開発局独自 . . . . . 3- 1</p> <p>付 表 . . . . . 4- 1</p>	<p style="color: red;">ページ更新</p>

現 行	改 訂	摘 要	
14. 塗装工 .....52	14. 塗装工 .....52	<p>・30.路面切削工の記載を追加                      ・ページ更新</p>	
15. 溶接及び切断工 .....53	15. 溶接及び切断工 .....53		
16. コンクリート舗装工 .....54	16. コンクリート舗装工 .....54		
17. アスファルト舗装工 .....58	17. アスファルト舗装工 .....58		
18. グルーピング工 .....60	18. グルーピング工 .....60		
19. 飛行場標識工及び標識工 .....61	19. 飛行場標識工及び標識工 .....61		
20. タイダウンリング工及びアースリング工 .....61	20. タイダウンリング工及びアースリング工 .....61		
21. 道路付属施設工 .....61	21. 道路付属施設工 .....61		
22. 草刈工 .....62	22. 草刈工 .....62		
23. 舗装面清掃工 .....62	23. 舗装面清掃工 .....62		
24. 脱油清掃工 .....62	24. 脱油清掃工 .....62		
25. ゴム除去工 .....62	25. ゴム除去工 .....62		
26. 排水溝清掃工 .....62	26. 排水溝清掃工 .....62		
27. 飛行場標識維持工 .....63	27. 飛行場標識維持工 .....63		
28. 区画線維持工 .....63	28. 区画線維持工 .....63		
29. 植木手入れ工 .....63	29. 植木手入れ工 .....63		
30. 目地修繕工 .....63	30. 目地修繕工 .....64		
31. 塗装修繕工 .....63	31. 目地修繕工 .....64		
	32. 塗装修繕工 .....64		
写真管理基準	写真管理基準		
1. 石・ブロック積(張)工 .....68	1. 石・ブロック積(張)工 .....69		
2. 構造物撤去工 .....69	2. 構造物撤去工 .....70		
3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....70	3. 無筋、鉄筋コンクリート工 .....71		
4. 土工 .....74	4. 土工 .....75		
5. 地盤改良工 .....78	5. 地盤改良工 .....79		
6. 擁壁工 .....80	6. 擁壁工 .....81		
7. カルバート工 .....80	7. カルバート工 .....81		
8. 小型水路工 .....81	8. 小型水路工 .....82		
9. 緑地工 .....83	9. 緑地工 .....84		
10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....86	10. 付帯施設工及びブラストフェンス工 .....87		
11. ケーブルダクト工 .....87	11. ケーブルダクト工 .....88		
12. 杭工及び矢板工 .....88	12. 杭工及び矢板工 .....89		
13. 塗装工 .....90	13. 塗装工 .....91		
14. 溶接及び切断工 .....91	14. 溶接及び切断工 .....92		
15. コンクリート舗装工 .....93	15. コンクリート舗装工 .....94		
16. アスファルト舗装工 .....98	16. アスファルト舗装工 .....99		
17. グルーピング工 .....101	17. グルーピング工 .....102		
18. 飛行場標識工及び標識工 .....101	18. 飛行場標識工及び標識工 .....102		
19. タイダウンリング工及びアースリング工 .....102	19. タイダウンリング工及びアースリング工 .....103		
20. 道路付属施設工 .....103	20. 道路付属施設工 .....104		
21. 草刈工 .....104	21. 草刈工 .....105		

現 行	改 訂	摘 要
22. 舗装面清掃工 .....104 23. 脱油清掃工 .....105 24. ゴム除去工 .....105 25. 排水溝清掃工 .....106 26. 飛行場標識維持工 .....106 27. 区画線維持工 .....107 28. 植木手入れ工 .....107 29. 除雪工 .....108 30. 目地修繕工 .....108 31. 塗装修繕工 .....109	22. 舗装面清掃工 .....105 23. 脱油清掃工 .....106 24. ゴム除去工 .....106 25. 排水溝清掃工 .....107 26. 飛行場標識維持工 .....107 27. 区画線維持工 .....108 28. 植木手入れ工 .....108 29. 除雪工 .....109 30. 目地修繕工 .....109 31. 塗装修繕工 .....110	・ ページ更新
段階確認一覧表 .....110	段階確認一覧表 .....111	
施工状況検査一覧表 .....112	施工状況検査一覧表 .....113	
別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 .....116	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」 .....117	

現 行	改 訂	摘 要																																																																																																																																																																																						
<p>4. 下層路盤</p> <p>1) 下層路盤に使用する材料は、碎石、砂利、砂、鉄鋼スラグ、その他監督職員の承諾を得た材料又はそれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含んではならない。</p> <p>また、受注者は、再生路盤材を使用する場合、施工に先立ち、資料及び試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。再生路盤材に関する品質及び使用方法は、「舗装再生便覧（日本道路協会 平成22年11月）」による。</p> <p>2) コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが注意の材料も使用してもよい。地盤工学会規準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/hでなければならない。</p> <p>3) 下層路盤材料の最大粒径は、設計図書に定めのない場合は、50mmとしなければならない。</p> <p>4) 下層路盤材料は、表3-3-1の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-3-1 路盤材料の品質規格</b></p> <table border="1" data-bbox="192 512 925 898"> <thead> <tr> <th rowspan="3">規格項目</th> <th rowspan="3">試験方法</th> <th colspan="7">アスファルト舗装用</th> </tr> <tr> <th colspan="3">下層路盤</th> <th colspan="2">上層路盤</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>40mm</th> <th>80mm</th> <th>砂 火山灰</th> <th>上層路盤 (As安定 処理)</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正CBR</td> <td>舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)</td> <td>30%以上</td> <td>20%以上</td> <td>10%以上</td> <td>45%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>45%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> <td>—</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性試験 試験損失量</td> <td>コンクリート 再生骨材 以外の骨材</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>—</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>コンクリート 再生骨材</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75μmふる い通過量</td> <td>切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> </tr> <tr> <td>破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利</td> <td>〃</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> </tr> <tr> <td>切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材</td> <td>〃</td> <td>15%以下</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以 上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1]すりへり減量試験において、碎石類の試験方法はJIS A 5001により、砂利類はJIS A 1121の粒度区分Aによる。 [注2]破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるものうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 [注3]凍上試験は、原則的には地盤工学会基準の凍上試験方法（JGS0172-2003）によって行う。ただし、これによりがたい場合は、道路土工—排水工指針の資料—10凍上試験方法（開発局法）、又は日本道路公団規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。</p>	規格項目	試験方法	アスファルト舗装用							下層路盤			上層路盤		コンクリート舗装用		40mm	80mm	砂 火山灰	上層路盤 (As安定 処理)	下層路盤	上層路盤	修正CBR	舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	20%以上	10%以上	45%以上	—	20%以上	45%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	—	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験 試験損失量	コンクリート 再生骨材 以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	—	20%以下	20%以下	20%以下	コンクリート 再生骨材	—	—	—	—	—	—	—	75μmふる い通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	9%以下	—	9%以下	—	9%以下	破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利	〃	12%以下	12%以下	—	12%以下	—	12%以下	切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材	〃	15%以下	15%以下	—	15%以下	—	15%以下	表乾比重	—	—	—	—	—	2.45以 上	—	—	<p>4. 下層路盤</p> <p>1) 下層路盤に使用する材料は、碎石、砂利、砂、鉄鋼スラグ、その他監督職員の承諾を得た材料又はそれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含んではならない。</p> <p>また、受注者は、再生路盤材を使用する場合、施工に先立ち、資料及び試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。再生路盤材に関する品質及び使用方法は、「舗装再生便覧（日本道路協会 令和6年3月）」による。</p> <p>2) コンクリート再生骨材は凍上試験に合格する材料を基本とするが注意の材料も使用してもよい。地盤工学会規準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/hでなければならない。</p> <p>3) 下層路盤材料の最大粒径は、設計図書に定めのない場合は、50mmとしなければならない。</p> <p>4) 下層路盤材料は、表3-3-1の規定による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-3-1 路盤材料の品質規格</b></p> <table border="1" data-bbox="1037 507 1747 890"> <thead> <tr> <th rowspan="3">規格項目</th> <th rowspan="3">試験方法</th> <th colspan="7">アスファルト舗装用</th> </tr> <tr> <th colspan="3">下層路盤</th> <th colspan="2">上層路盤</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>40mm</th> <th>80mm</th> <th>砂 火山灰</th> <th>上層路盤 (As安定 処理)</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正CBR</td> <td>舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)</td> <td>30%以上</td> <td>20%以上</td> <td>10%以上</td> <td>45%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>45%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> <td>—</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性試験 試験損失量</td> <td>コンクリート 再生骨材 以外の骨材</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>—</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>コンクリート 再生骨材</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75μmふる い通過量</td> <td>切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> </tr> <tr> <td>破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利</td> <td>〃</td> <td>12%以下</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> </tr> <tr> <td>切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材</td> <td>〃</td> <td>15%以下</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以 上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1]すりへり減量試験において、碎石類の試験方法はJIS A 5001により、砂利類はJIS A 1121の粒度区分Aによる。 [注2]破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるものうち質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 [注3]凍上試験は、原則的には地盤工学会基準の凍上試験のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）によって行う。ただし、これによりがたい場合は、道路土工—排水工指針の資料—10凍上試験方法（開発局法）、又は日本道路公団規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。</p>	規格項目	試験方法	アスファルト舗装用							下層路盤			上層路盤		コンクリート舗装用		40mm	80mm	砂 火山灰	上層路盤 (As安定 処理)	下層路盤	上層路盤	修正CBR	舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	20%以上	10%以上	45%以上	—	20%以上	45%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	—	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験 試験損失量	コンクリート 再生骨材 以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	—	20%以下	20%以下	20%以下	コンクリート 再生骨材	—	—	—	—	—	—	—	75μmふる い通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	9%以下	—	9%以下	—	9%以下	破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利	〃	12%以下	12%以下	—	12%以下	—	12%以下	切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材	〃	15%以下	15%以下	—	15%以下	—	15%以下	表乾比重	—	—	—	—	—	2.45以 上	—	—	<p>・年度更新</p>
規格項目			試験方法	アスファルト舗装用																																																																																																																																																																																				
				下層路盤			上層路盤		コンクリート舗装用																																																																																																																																																																															
	40mm	80mm		砂 火山灰	上層路盤 (As安定 処理)	下層路盤	上層路盤																																																																																																																																																																																	
修正CBR	舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	20%以上	10%以上	45%以上	—	20%以上	45%以上																																																																																																																																																																																
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	—	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																																																																																																
安定性試験 試験損失量	コンクリート 再生骨材 以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	—	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																																																																																																
	コンクリート 再生骨材	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																
75μmふる い通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	9%以下	—	9%以下	—	9%以下																																																																																																																																																																																
	破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利	〃	12%以下	12%以下	—	12%以下	—	12%以下																																																																																																																																																																																
	切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材	〃	15%以下	15%以下	—	15%以下	—	15%以下																																																																																																																																																																																
表乾比重	—	—	—	—	—	2.45以 上	—	—																																																																																																																																																																																
規格項目	試験方法	アスファルト舗装用																																																																																																																																																																																						
		下層路盤			上層路盤		コンクリート舗装用																																																																																																																																																																																	
		40mm	80mm	砂 火山灰	上層路盤 (As安定 処理)	下層路盤	上層路盤																																																																																																																																																																																	
修正CBR	舗装調査・ 試験法便覧 (最大乾燥密度の 95%)	30%以上	20%以上	10%以上	45%以上	—	20%以上	45%以上																																																																																																																																																																																
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	—	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																																																																																																
安定性試験 試験損失量	コンクリート 再生骨材 以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	—	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																																																																																																
	コンクリート 再生骨材	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																
75μmふる い通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	9%以下	—	9%以下	—	9%以下																																																																																																																																																																																
	破砕面が 30%以上の 切り込み砂 利	〃	12%以下	12%以下	—	12%以下	—	12%以下																																																																																																																																																																																
	切込碎石及 びコンクリ ート再生骨 材	〃	15%以下	15%以下	—	15%以下	—	15%以下																																																																																																																																																																																
表乾比重	—	—	—	—	—	2.45以 上	—	—																																																																																																																																																																																
1-15	1-15																																																																																																																																																																																							

現 行	改 訂	摘 要
<p>(2) 各層の縦方向継目の位置は15 cm以上、又、横方向継目の位置は1m 以上ずらさなければならない。</p> <p>(3) 供用中の滑走路及び誘導路の摺り付けは、設計図書のとす。</p> <p>6. 再生粒度調整路盤、再生アスファルト安定処理路盤 再生粒度調整路盤については第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」3. に、再生アスファルト安定処理路盤については第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」5. に準拠する。</p> <p>7. 表層及び基層</p> <p>1) 表層及び基層の施工は、第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」5. を適用する。ただし、一層の仕上がり厚は8 cm 以下を標準とする。また、受注者は、表層を仕上げて転圧する場合は、タンデムローラ、振動ローラ（タンデム型）等を使用して、平坦に仕上げなければならない。ただし、振動ローラ（タンデム型）を仕上げ転圧に使用する場合は振動をかけてはならない。</p> <p>2) 表層及び基層の一層の仕上がり厚は、粒状路盤直上の表層又は基層を施工する場合を除き、10cm とすることも可能である。この場合、ローラマークが発生しやすいため、表層はタンデムローラ等による仕上げ転圧を行うものとし、表層及び基層の施工計画では、混合物量が多く敷き均しに時間を要すること、舗装温度が交通開放温度に達するまでの時間が長くなることに留意するひつようがある。</p> <p>3) 受注者は、交通解放時の舗装表面温度を監督職員の指示による場合を除き、ストレートアスファルト混合物で50℃以下、改質アスファルト混合物で70℃以下としなければならない。</p> <p><b>3-4-8 グルーピング工</b> グルーピング工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-8 グルーピング工」の規定によるものとする。</p> <p><b>3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料</b></p> <p>1) 舗装を前提としない路盤用材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p> <p>2) 品質規格、粒度については第5編、第3章、第4節、第2項「コンクリート舗装用材料」4. 1) ~ 4) によるものとする。</p> <p><b>3-4-10 その他の砂利、砂、採石等</b></p> <p>1) 砂利、碎石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。</p> <p>2) 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。</p>	<p>(2) 各層の縦方向継目の位置は15 cm以上、又、横方向継目の位置は1m 以上ずらさなければならない。</p> <p>(3) 供用中の滑走路及び誘導路の摺り付けは、設計図書のとす。</p> <p>6. 再生粒度調整路盤、再生アスファルト安定処理路盤 再生粒度調整路盤については第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」3. に、再生アスファルト安定処理路盤については第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」5. に準拠する。</p> <p>7. 表層及び基層</p> <p>1) 表層及び基層の施工は、第5編、第3章、第4節、第7項「アスファルト舗装工」5. を適用する。ただし、一層の仕上がり厚は8 cm 以下を標準とする。また、受注者は、表層を仕上げて転圧する場合は、タンデムローラ、振動ローラ（タンデム型）等を使用して、平坦に仕上げなければならない。ただし、振動ローラ（タンデム型）を仕上げ転圧に使用する場合は振動をかけてはならない。</p> <p>2) 表層及び基層の一層の仕上がり厚は、粒状路盤直上の表層又は基層を施工する場合を除き、10cm とすることも可能である。この場合、ローラマークが発生しやすいため、表層はタンデムローラ等による仕上げ転圧を行うものとし、表層及び基層の施工計画では、混合物量が多く敷き均しに時間を要すること、舗装温度が交通開放温度に達するまでの時間が長くなることに留意するひつようがある。</p> <p>3) 受注者は、交通解放時の舗装表面温度を監督職員の指示による場合を除き、ストレートアスファルト混合物で50℃以下、改質アスファルト混合物で70℃以下としなければならない。 <b>ただし、監督職員の指示による場合を除き、ショルダー、過走帯及び滑走路端安全区域では、交通開放温度を設けなくてよいものとする。</b></p> <p><b>3-4-8 グルーピング工</b> グルーピング工については、空港土木工事共通仕様書、第2編、第2章、第4節「2-4-8 グルーピング工」の規定によるものとする。</p> <p><b>3-4-9 舗装を前提としない路盤用材料</b></p> <p>1) 舗装を前提としない路盤用材料は、40mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p> <p>2) 品質規格、粒度については第5編、第3章、第4節、第2項「コンクリート舗装用材料」4. 1) ~ 4) によるものとする。</p> <p><b>3-4-10 その他の砂利、砂、採石等</b></p> <p>1) 砂利、碎石は、良質で適当な粒度をもち、極端に扁平及び細長い石片、その他有機不純物等の有害量を含んではならない。</p> <p>2) 砂は、良質で適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害量を含んではならない。</p>	<p>・記載の追加</p>
<p>1-37</p>	<p>1-37</p>	

現 行	改 訂	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第13編 空港編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 用地造成</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート工、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (令和6年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第2章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第2章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 地盤改良工</b></p> <p>地盤改良工の施工については、第5編、第2章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p>法面工の施工については、第5編、第2章、第5節「法面工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-40</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13編 空港編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 用地造成</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、空港工事における工場製作工、空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積（張）工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、水中コンクリート、超速硬コンクリート工、塗装工、溶接及び切断工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (令和7年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第2章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第2章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 地盤改良工</b></p> <p>地盤改良工の施工については、第5編、第2章、第4節「地盤改良工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p>法面工の施工については、第5編、第2章、第5節「法面工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-40</p>	<p style="text-align: center;">年度更新</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第2章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (令和6年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第3章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 空港舗装工</b></p> <p>空港舗装工の施工については、第5編、第3章、第4節「空港舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 飛行場標識工</b></p> <p>飛行場標識工の施工については、第5編、第3章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 付帯施設工</b></p> <p>付帯施設工の施工については、第5編、第3章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-43</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 基本施設舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、工場製作工、空港土工、空港舗装工、飛行場標識工、付帯施設工、その他基本施設舗装工に関する工種について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書 (令和7年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p>工場製作工の施工については、第5編、第3章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 空港土工</b></p> <p>空港土工の施工については、第5編、第3章、第3節「空港土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 空港舗装工</b></p> <p>空港舗装工の施工については、第5編、第3章、第4節「空港舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 飛行場標識工</b></p> <p>飛行場標識工の施工については、第5編、第3章、第5節「飛行場標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 付帯施設工</b></p> <p>付帯施設工の施工については、第5編、第3章、第6節「付帯施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-43</p>	<p style="color: red;">・年度更新</p>

現 行	改 訂	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b>                      1. 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工に関する工種について適用するものとする。                      2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。                      国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書                      (令和6年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b>                      工場製作工の施工については、第5編、第4章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 道路土工</b>                      道路土工の施工については、第5編、第4章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 舗装工</b>                      舗装工の施工については、第5編、第4章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 路面排水工</b>                      路面排水工の施工については、第5編、第4章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 防護柵工</b>                      防護柵工の施工については、第5編、第4章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 標識工</b>                      標識工の施工については、第5編、第4章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 道路付属施設工</b>                      道路付属施設工の施工については、第5編、第4章、第8節「道路付属施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-44</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 舗装</b></p> <p><b>第1節 適用</b>                      1. 本章は、工場製作工、道路土工、舗装工、路面排水工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、その他舗装工に関する工種について適用するものとする。                      2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第5編空港土木工事共通編によるものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。                      国土交通省航空局 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書                      (令和7年4月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b>                      工場製作工の施工については、第5編、第4章、第2節「工場製作工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 道路土工</b>                      道路土工の施工については、第5編、第4章、第3節「道路土工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第5節 舗装工</b>                      舗装工の施工については、第5編、第4章、第4節「舗装工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第6節 路面排水工</b>                      路面排水工の施工については、第5編、第4章、第5節「路面排水工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第7節 防護柵工</b>                      防護柵工の施工については、第5編、第4章、第6節「防護柵工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第8節 標識工</b>                      標識工の施工については、第5編、第4章、第7節「標識工」の規定によるものとする。</p> <p><b>第9節 道路付属施設工</b>                      道路付属施設工の施工については、第5編、第4章、第8節「道路付属施設工」の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">1-44</p>	<p style="color: red;">・年度更新</p>

現 行								改 訂								摘 要
(別表-1) 品質管理基準及び規格値 1. 石・ブロック積(張)工								(別表-1) 品質管理基準及び規格値 1. 石・ブロック積(張)工								・ 誤謬の修正
工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要	工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要	
石・ブロック積張工	コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			石・ブロック積張工	コンクリート	施工	2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する		2.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する			
	石積(張)	材料		JIS A 5003	当初及び材料が異なるごとに1回	JIS A 5003	試験成績表を提出		石積(張)	材料		JIS A 5003	当初及び材料が異なるごとに1回	JIS A 5003	試験成績表を提出	
	コンクリートブロック積(張)	材料		JIS A 5371 付属書4	搬入時	JIS A 5371	試験成績表を提出		コンクリートブロック積(張)	材料		JIS A 5371 付属書D	搬入時	JIS A 5371	試験成績表を提出	
	水抜きパイプ	材料		JIS K 6741	搬入時	JIS K 6741	試験成績表を提出		水抜きパイプ	材料		JIS K 6741	搬入時	JIS K 6741	試験成績表を提出	
	基礎材	材料	粒度試験	JIS A 1102,1204	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出		基礎材	材料	粒度試験	JIS A 1102,1204	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出	
			含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出				含水比試験	JIS A 1203	当初及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出	
2-7								2-7								



現 行

15. コンクリート舗装工 (7/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	無筋コンクリート版	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量 2g/l 以下 溶解性高発残留物の量 1g/l 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 水素イオン濃度:PH5.8 ~6.6 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道以外の水を使用する場合は試験成績表を提出
			回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	試験成績表を提出	
	骨材の密度及び吸水率試験	細骨材は JIS A 1109 粗骨材は JIS A 1110	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材の有害物試験	骨材中に含まれる粘土塊量の試験は JIS A 1137、骨材微粒分量試験方法は JIS A 1103	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	細骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」43 項を適用 粗骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」50 項を適用	試験成績表を提出		
	細骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~48 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材の耐久性試験	安定性試験は JIS A 1122、アルカリシリカ反応性試験は、JIS A 5308 附属書 B による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	細骨材の塩分含有量試験	土木学会規準 JSCE-C502-2023「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(測定法)(案)」による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	NaCl に換算して 0.04% 以下	試験成績表を提出		
	砕砂及び砕石の品質試験	JIS A 5005・1~4	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出		
	高炉スラグ細骨材及び粗骨材の品質試験	JIS A 5011	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	35%以下 積雪寒冷地は 25%以下	試験成績表を提出		
	混和材料	AE 剤及び減水剤は JIS A 6204、フライアッシュは JIS A 6201、高炉スラグは JIS A 6206、シリカフュームは JIS A 6207	JIS 工場製品製造前及び使用材料変更時、JIS 工場製品以外:搬入時		試験成績表を提出		
	目地材料	設計図書に規定	搬入時		試験成績表を提出		

改 訂

15. コンクリート舗装工 (7/11)

工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要
コンクリート舗装工	無筋コンクリート版	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 JC	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量 2g/l 以下 溶解性高発残留物の量 1g/l 以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 水素イオン濃度:PH5.8 ~6.6 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道以外の水を使用する場合は試験成績表を提出
			回収水の場合: JIS A 5308 附属書 JC	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	試験成績表を提出	
	骨材の密度及び吸水率試験	細骨材は JIS A 1109 粗骨材は JIS A 1110	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材の有害物試験	骨材中に含まれる粘土塊量の試験は JIS A 1137、骨材微粒分量試験方法は JIS A 1103	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	細骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」43 項を適用 粗骨材は、空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」50 項を適用	試験成績表を提出		
	細骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~48 項を適用	試験成績表を提出		
	骨材の耐久性試験	安定性試験は JIS A 1122、アルカリシリカ反応性試験は、JIS A 5308 附属書 B による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	空港工事仕様書第5編 2-4-2「コンクリート舗装の材料」42~53 項を適用	試験成績表を提出		
	細骨材の塩分含有量試験	土木学会規準 JSCE-C502-2023「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(測定法)(案)」による	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	NaCl に換算して 0.04% 以下	試験成績表を提出		
	砕砂及び砕石の品質試験	JIS A 5005・1~4	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出		
	高炉スラグ細骨材及び粗骨材の品質試験	JIS A 5011	配合設計前及び材料が異なるごとに1回		試験成績表を提出		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	配合設計前及び材料が異なるごとに1回	35%以下 積雪寒冷地は 25%以下	試験成績表を提出		
	混和材料	AE 剤及び減水剤は JIS A 6204、フライアッシュは JIS A 6201、高炉スラグは JIS A 6206、シリカフュームは JIS A 6207	JIS 工場製品製造前及び使用材料変更時、JIS 工場製品以外:搬入時		試験成績表を提出		
	目地材料	設計図書に規定	搬入時		試験成績表を提出		

摘 要

・記載内容の整理

現 行								改 訂								摘 要	
15. コンクリート舗装工 (10/11)								15. コンクリート舗装工 (10/11)								・記載内容の整理	
工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要	工種	種別	材料、施工別	試験(測定)項目	試験(測定)方法	試験(測定)頻度	規格値	摘要		
コンクリート舗装工	PC 舗装 (PCグラウト)	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道水以外の水を使用する場合は試験成績表を提出	PC 舗装 (PCグラウト)	材料	水質試験	JIS A5308 附属書 JC	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 水素イオン濃度:PH5.8~8.6 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上 空気量の増分:±1%	・上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・上水道水以外の水を使用する場合は試験成績表を提出			
				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 C	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	試験成績表を提出				回収水の場合: JIS A 5308 附属書 JC	配合設計前及び水質の変動ごとに1回	塩化物イオン量200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	試験成績表を提出			
				示方配合設計		製造前及び材料が異なるごとに1回	示方配合表を提出				示方配合設計		製造前及び材料が異なるごとに1回	示方配合表を提出			
		現場配合設計	監督職員の承諾する方法	製造前及び材料が異なるごとに1回	配合報告書を提出		現場配合設計	監督職員の承諾する方法	製造前及び材料が異なるごとに1回	配合報告書を提出							
	PC 舗装 (現場練りコンクリート)	施工		「無筋コンクリート版」を適用する			「無筋コンクリート版」を適用する		PC 舗装 (現場練りコンクリート)	施工		「無筋コンクリート版」を適用する			「無筋コンクリート版」を適用する		
	PC 舗装 (PCグラウト設備)	施工		計量器目盛の検査		工事開始前に1回			PC 舗装 (PCグラウト設備)	施工		計量器目盛の検査		工事開始前に1回			
	キャリブレーション (グラウトミキサ)			監督職員の承諾する方法	工事開始前に1回	設計図書に規定		キャリブレーション (グラウトミキサ)	監督職員の承諾する方法				工事開始前に1回	設計図書に規定			
	キャリブレーション (グラウトポンプ)			監督職員の承諾する方法	工事開始前に1回	設計図書に規定		キャリブレーション (グラウトポンプ)	監督職員の承諾する方法				工事開始前に1回	設計図書に規定			
	練り混ぜ性能試験			監督職員の承諾する方法	工事開始前に1回	設計図書に規定	試験成績表を提出	練り混ぜ性能試験	監督職員の承諾する方法				工事開始前に1回	設計図書に規定	試験成績表を提出		
	PC 舗装 (現場練りコンクリート及びレディミクストコンクリート)	施工		スランプ試験	JIS A 1101, 1115	供試体作製時	2.5±1 cm又は沈下度30秒、6.5cm±1.5 cm		PC 舗装 (現場練りコンクリート及びレディミクストコンクリート)	施工		スランプ試験	JIS A 1101, 1115	供試体作製時	2.5±1 cm又は沈下度30秒、6.5cm±1.5 cm		
空気量試験	JIS A 1115, 1116, 1118 JIS A 1128			供試体作製時	4.5±1.5%		空気量試験	JIS A 1115, 1116, 1118 JIS A 1128	供試体作製時			4.5±1.5%					
温度測定	温度計による			供試体作製時	設計図書に規定		温度測定	温度計による	供試体作製時			設計図書に規定					
1次仮緊張前の圧縮強度試験	JIS A 1108, 1115, 1132			1次仮緊張前に1回、1回につき3個の供試体を作製	各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」を与える支圧強度の2倍以上	1次仮緊張前の圧縮強度試験	JIS A 1108, 1115, 1132	1次仮緊張前に1回、1回につき3個の供試体を作製			各供試体の試験結果が設計基準強度の85%以上、3個の供試体の試験結果の平均値が設計基準強度以上	「設計基準強度」を与える支圧強度の2倍以上				

現 行							改 訂							摘 要		
4. 土工 (3/4)							4. 土工 (3/4)							・ 記載内容の整理		
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要	工種	種別	項目	方法	規格値	単位		頻度	摘要
土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		土 工	掘削工 (面管理の 場合)	平場		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm					法面 (小段含む)		水平又は標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±16	cm			
		法面 (数岩 I) (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm					法面 (数岩 I) (小段含む)		水平又は標高較差 平均値 ±7 個々の計測値 ±33	cm			

現 行						改 訂						摘 要			
4. 土工 (4/4)						4. 土工 (4/4)						・ 記載内容の整理			
工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	概要	工種	種別	項目	方法		規格値	単位	頻度
土 工	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		土 工	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端		標高較差 平均値 ±5 個々の計測値 ±15	cm	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。	
		法面 (小段含む)		水平または標高較差 平均値 ±8 個々の計測値 ±19	cm	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差からの評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				法面 (小段含む)		水平又は標高較差 平均値 ±8 個々の計測値 ±19	cm	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差からの評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	

現 行

13. 杭工及び矢板工 (1/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
杭工及び矢板工	鋼杭工	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		打込記録 (摘要による)	空港工事仕様書第5編第14節「杭工及び矢板工」を適用		本	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	・記録事項 ①貫入量②打撃回数③打止り付近のリバウンド量④打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度		
	コンクリート杭工	打込記録	JIS A 7201 記録		本	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	コンクリート杭は JIS A 7201 による
		杭頭中心位置	トランシット光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度		
	場所打杭	打込記録			本	全数	
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度	掘削完了時、全数	
鋼矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数		
	掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10以下	cm			
	掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)		
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	+矢板1枚幅、-0	cm	施工中適宜 打込み完了時		
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板1枚幅未満、10/1000以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)		

改 訂

13. 杭工及び矢板工 (1/2)

工種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度	摘要
杭工及び矢板工	鋼杭工	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		打込記録 (摘要による)	空港工事仕様書第5編第14節「杭工及び矢板工」を適用		本	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	・記録事項 ①貫入量②打撃回数③打止り付近のリバウンド量④打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	傾斜は、縦断方向とそれに直交する横断方向の2方向で測定。
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度		
	コンクリート杭工	打込記録	JIS A 7201 記録		本	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	コンクリート杭は JIS A 7201 による
		杭頭中心位置	トランシット光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	傾斜は、縦断方向とそれに直交する横断方向の2方向で測定。
		杭天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度		
	場所打杭	打込記録			本	全数	
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	度	掘削完了時、全数	傾斜は、縦断方向とそれに直交する横断方向の2方向で測定。
鋼矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数		
	掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10以下	cm			
	掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)		
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	+矢板1枚幅、-0	cm	施工中適宜 打込み完了時		
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板1枚幅未満、10/1000以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)		

摘 要

・記載内容の整理



現 行							改 訂							摘 要		
3. 無筋、鉄筋コンクリート (1/4)							3. 無筋、鉄筋コンクリート (1/4)									
工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影		基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影		基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	提 出 枚 数					撮 影 箇 所	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	提 出 枚 数		
無筋、鉄筋コンクリート	施 工 管 理	コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する	現場練りコンクリートに適用する	無筋、鉄筋コンクリート	施 工 管 理	コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する	現場練りコンクリートに適用する	・記載内容の整理
			セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する					セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する		
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する					材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する		
		使用機械	打込み、運搬、養生に使用する機械器具	施工時	各1枚		使用機械			打込み、運搬、養生に使用する機械器具	施工時	各1枚				
		鉄筋	加工状況(現場加工)	加工時	施工工区ごとに2枚	発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影する	鉄筋			加工状況(現場加工)	加工時	2枚(※)	発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影する			
			保管状況	加工後	施工工区ごとに2枚	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影する				保管状況	加工後	2枚(※)	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影する			
			組立及び結束状況	組立時	施工工区ごとに2枚	組立、結束状態が確認できるように撮影する				組立及び結束状況	組立時	2枚(※)	組立、結束状態が確認できるように撮影する			
		型枠	製作及び大組製作状況	大組時	施工工区ごとに2枚		型枠			製作及び大組製作状況	大組時	2枚(※)				
			剥離剤の塗布状況	塗布時	施工工区ごとに2枚					剥離剤の塗布状況	塗布時	2枚(※)				
			組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚					組立状況	組立時	2枚(※)				
			組外し状況	組外し時	施工工区ごとに2枚					組外し状況	組外し時	2枚(※)				
			型枠清掃状況	清掃時	施工工区ごとに2枚					型枠清掃状況	清掃時	2枚(※)				
		支保工	組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚		支保工			組立状況	組立時	2枚(※)				
			組外し状況	組外し時						組外し状況	組外し時	2枚(※)				

※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

現 行							改 訂							摘 要	
3. 無筋、鉄筋コンクリート (2/4)							3. 無筋、鉄筋コンクリート (2/4)							・ 記載内容の整理	
工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影	基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影	基 準		注 意 事 項 及 び 説 明		
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数					撮 影 箇 所	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数			
無筋、 鉄筋コンクリート	施工管理	足場	組立状況	組立時	施工工区ごとに2枚	内足場及び外足場の組立状況を撮影する	施工管理	足場	組立状況	組立時	2枚 (※)	内足場及び外足場の組立状況を撮影する			
			解体状況	解体時	施工工区ごとに2枚				解体状況	解体時	2枚 (※)				
	コンクリート	コンクリート	打設準備状況	打設前	施工工区ごとに2枚	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影する	コンクリート	コンクリート	打設準備状況	打設前	2枚 (※)	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影する			
			荷降し状況	荷降し時	施工工区ごとに2枚				荷降し状況	荷降し時	2枚 (※)		運搬車からの荷降状況を撮影する		
			モルタル敷設状況	施工時	施工工区ごとに2枚	コンクリートポンプ、スキップ、シュート、コンベア等			モルタル敷設状況	施工時	2枚 (※)	コンクリートポンプ、スキップ、シュート、コンベア等			
			コンクリート打設状況	打設後	施工工区ごとに2枚				コンクリート打設状況	打設後	2枚 (※)				
			仕上げ状況	表面仕上げ時	施工工区ごとに2枚	天端均し、仕上げ状況を撮影する			仕上げ状況	表面仕上げ時	2枚 (※)	天端均し、仕上げ状況を撮影する			
				穴埋時	施工工区ごとに2枚					穴埋時	2枚 (※)		型枠取外後の木コン穴埋状況を撮影する		
			レイタンス除去状況	施工時	施工工区ごとに2枚	レイタンス除去状況を撮影する			レイタンス除去状況	施工時	2枚 (※)	レイタンス除去状況を撮影する			
			養生状況	養生時	施工工区ごとに2枚	打設後の(底板、打設各層、天端)の養生状況を撮影する			養生状況	養生時	2枚 (※)	打設後の(底板、打設各層、天端)の養生状況を撮影する			
	暑中コンクリート及び寒中コンクリート	暑中コンクリート及び寒中コンクリート	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	施工工区ごとに2枚	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する	暑中コンクリート及び寒中コンクリート	暑中コンクリート及び寒中コンクリート	セメント、骨材、水の温度の管理状況	測定時	2枚 (※)	コンクリートの温度保護を必要とした場合に撮影する			
			打設状況	運搬装置、防護装置等	施工工区ごとに2枚				打設状況	運搬装置、防護装置等	2枚 (※)				
			打設中及び打設完了後の保護状況	打設中及び打設完了後	施工工区ごとに2枚				打設中及び打設完了後の保護状況	打設中及び打設完了後	2枚 (※)				
								※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。							
	2-71							2-72							

現 行							改 訂							摘 要		
4. 土工 (1/4)							4. 土工 (1/4)							・ 記載内容の整理		
工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影		基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影		基 準		注 意 事 項 及 び 説 明	
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	撮 影 箇 所					撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数				
土 工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚	使用機械の種類が判明できるように撮影する	土 工	施工管理	使用機械	主要機械	施工時	機械ごと各1枚	使用機械の種類が判明できるように撮影する			
		土取場及び土捨て場	土取り及び土捨て状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する			土取場及び土捨て場	土取り及び土捨て状況	施工時	2枚 (※)	各作業状況が判明できるように撮影する			
		伐開及び除根	伐開及び除根状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する			伐開及び除根	伐開及び除根状況	施工時	2枚 (※)	各作業状況が判明できるように撮影する			
		切土	切土、穿孔及び発破状況	施工時	施工工区ごとに2枚	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する			切土	切土、穿孔及び発破状況	施工時	2枚 (※)	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する			
		盛土	盛土各層の転圧状況	施工時	施工工区ごとに2枚				盛土	盛土各層の転圧状況	施工時	2枚 (※)				
		掘削	掘削、穿孔及び発破状況	施工時	施工工区ごとに2枚	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する			掘削	掘削、穿孔及び発破状況	施工時	2枚 (※)	埋設物等は、その状況が判明できるように撮影する			
		法面	切取り及び盛土状況	施工時	施工工区ごとに2枚	各作業状況が判明できるように撮影する			法面	切取り及び盛土状況	施工時	2枚 (※)	各作業状況が判明できるように撮影する			
		セメント類吹付	清掃状況	清掃後	施工工区ごとに2枚				清掃状況	清掃後	2枚 (※)					
			ラス、鉄鋼の重ね合わせ寸法 厚さ (観測孔)	吹付前	施工工区ごとに2枚				ラス、鉄鋼の重ね合わせ寸法	吹付前	2枚 (※)					
				吹付後	施工工区ごとに2枚				厚さ (観測孔)	吹付後	2枚 (※)					
運搬	土砂の搬入及び搬出状況	施工時	施工工区ごとに2枚		運搬	土砂の搬入及び搬出状況	施工時	2枚 (※)								
埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚		埋戻し及び裏込め	材料の投入及び均し状況	施工時	2枚 (※)								
コンクリート法枠工	裏込厚	施工時	施工工区ごとに2枚		コンクリート法枠工	裏込厚	施工時	2枚 (※)								
							※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。									

現 行							改 訂							摘 要
15. コンクリート舗装工 (1/5)							15. コンクリート舗装工 (1/5)							・ 記載内容の整理
工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	注意事項及び説明	
コンクリート舗装工	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	施工時	機械ごと各1枚		コンクリート舗装工	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	施工時	機械ごと各1枚		
		コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する			コンクリートプラント	設備の全景及び細部	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する	
			セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する				セメント、骨材及び混和材料の貯蔵状況	貯蔵時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する	
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する				材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	各1枚	現場練りコンクリートに適用する	
		路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚				路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	2枚(※)		
			しゃ断層の敷均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚					しゃ断層の敷均し状況	施工時	2枚(※)		
			凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚					凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	2枚(※)		
		路盤	敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	施工工区ごとに2枚				路盤	敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	2枚(※)		
			型枠据付時の路盤確認状況、型枠組立、組外し状況	施工時	施工工区ごとに2枚					型枠据付時の路盤確認状況、型枠組立、組外し状況	施工時	2枚(※)		
		コンクリート舗装	コンクリート運搬及び舗設状況	施工時	施工工区ごとに2枚				コンクリート舗装	コンクリート運搬及び舗設状況	施工時	2枚(※)		
			締固め及び表面仕上養生	施工時	施工工区ごとに2枚					締固め及び表面仕上養生	施工時	2枚(※)		
			スリップバー、タイヤバー、目地材及び鉄網の設置養生	施工時	施工工区ごとに2枚					スリップバー、タイヤバー、目地材及び鉄網の設置養生	施工時	2枚(※)		
							※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。							

現 行						改 訂						摘 要	
15. コンクリート舗装工 (2/5)						15. コンクリート舗装工 (2/5)						・ 記載内容の整理	
工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明	工種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準		注意事項及び説明		
コンクリート舗装工	施工管理	暑中コンクリート舗装及び寒中コンクリート舗装	セメント、骨材、水の温度の管理状況	撮影箇所		撮影時期及び方法	提出枚数	暑中コンクリート舗装及び寒中コンクリート舗装	セメント、骨材、水の温度の管理状況	撮影箇所		撮影時期及び方法	提出枚数
			打設状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	打設状況		撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
			打設中及び打設完了後の保護状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	打設中及び打設完了後の保護状況		撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数		
	PC 舗装	PC 鋼材の施工及び組立状況	PC 鋼材の施工及び組立状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	PC 舗装	PC 鋼材の施工及び組立状況	PC 鋼材の施工及び組立状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			シーシ、緊張材、定着具、定着体の設置状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			シーシ、緊張材、定着具、定着体の設置状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			形枠組立、組外し状況コンクリート運搬、舗設、表面仕上げ、養生	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			形枠組立、組外し状況コンクリート運搬、舗設、表面仕上げ、養生	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			プレストレスの導入状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			プレストレスの導入状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			PC グラウトの施工状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			PC グラウトの施工状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			シーシ内の水洗いグラウト注入状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			シーシ内の水洗いグラウト注入状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	
			プレキャスト部材 製作台、運搬、保管状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数			プレキャスト部材 製作台、運搬、保管状況	撮影箇所	撮影時期及び方法	提出枚数	

※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

現 行							改 訂							摘 要			
16. アスファルト舗装工 (1/3)							16. アスファルト舗装工 (1/3)							・ 記載内容の整理			
工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 箇 所	基 準 撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	注 意 事 項 及 び 説 明	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 箇 所	基 準 撮 影 時 期 及 び 方 法	提 出 枚 数	注 意 事 項 及 び 説 明				
アスファルト舗装工	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	施工時	機械ごと各1枚	各作業が判明できるように撮影する	施工管理	使用機械	掘削機械、転圧機械等	掘削箇所	施工時	機械ごと各1枚	掘削箇所	施工時	機械ごと各1枚		
			設備の全景及び細部	施工時	機械ごと各1枚					設備の全景及び細部	施工時	機械ごと各1枚		設備の全景及び細部	施工時	機械ごと各1枚	
			歴青材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	機械ごと各1枚					歴青材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	機械ごと各1枚		歴青材料及び骨材の貯蔵状況	貯蔵時	機械ごと各1枚	
			材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	機械ごと各1枚					材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	機械ごと各1枚		材料の計量及び練り混ぜ状況	施工時	機械ごと各1枚	
	路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚		路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	2枚(※)	各作業が判明できるように撮影する	路床	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	土の掘削、運搬、まき出し、締固め状況	施工時	2枚(※)
			しゃ断層の敷均し状況	施工時	施工工区ごとに2枚				しゃ断層の敷均し状況	施工時	2枚(※)				しゃ断層の敷均し状況	施工時	2枚(※)
			凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	施工工区ごとに2枚				凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	2枚(※)				凍上抑制層の敷均し及び締固め状況	施工時	2枚(※)
			敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	施工工区ごとに2枚				敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	2枚(※)				敷均し、締固め状況	上層、下層施工時	2枚(※)
	アスファルト舗装	型枠組立、組外し状況	型枠組立、組外し状況	施工時	施工工区ごとに2枚		アスファルト舗装	型枠組立、組外し状況	型枠組立、組外し状況	施工時	2枚(※)	アスファルト舗装	型枠組立、組外し状況	型枠組立、組外し状況	施工時	2枚(※)	
			プラントの全景、運搬状況	施工時	施工工区ごとに2枚				プラントの全景、運搬状況	施工時	2枚(※)			プラントの全景、運搬状況	施工時	2枚(※)	
			タックコート、プライムコート散布状況	施工時	施工工区ごとに2枚				タックコート、プライムコート散布状況	施工時	2枚(※)			タックコート、プライムコート散布状況	施工時	2枚(※)	
			耐油コート塗布状況	施工時	施工工区ごとに2枚				耐油コート塗布状況	施工時	2枚(※)			耐油コート塗布状況	施工時	2枚(※)	
	品質管理	材料の確認	試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚		品質管理	材料の確認	試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	品質管理	材料の確認	試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	
			試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚				試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚			試験及び測定	試験及び測定時	試験項目ごとに2枚	

※同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

現 行	改 訂	摘 要
<div data-bbox="212 204 969 630" data-label="Diagram"> <p>(誘導路上の禁止標識の設置例)</p> <p>滑走路 誘導路及びエプロン (禁止標識)</p> </div> <div data-bbox="481 694 660 718" data-label="Caption"> <p>別図(2) 禁止標識</p> </div> <div data-bbox="174 766 224 790" data-label="Section-Header"> <p>備考</p> </div> <div data-bbox="212 790 963 1061" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁止標識の色彩は、滑走路は白色、誘導路及びエプロンは黄色とする。また、コンクリート舗装や積雪寒冷地の空港等においては、視認性等を検討の上、他の色を用いることができる。</li> <li>2 滑走路及び誘導路上の禁止標識は、工事区間の両端に設置しなければならない。なお、滑走路においては標識間の最大間隔が300mを超えないように追加の禁止標識を設置しなければならない。</li> <li>3 エプロン上の禁止標識は、空港管理者が必要と認める場合に設置しなければならない。</li> <li>4 禁止標識は、テープ・寒冷紗（水タンク等により飛散防止対策を施したもの）等による方式を用いることができる。</li> </ol> </div> <div data-bbox="627 1061 907 1204" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="683 1204 862 1228" data-label="Caption"> <p>寒冷紗の設置イメージ</p> </div> <div data-bbox="548 1324 593 1348" data-label="Page-Footer"> <p>14</p> </div>	<div data-bbox="1064 204 1798 630" data-label="Diagram"> <p>(誘導路上の禁止標識の設置例)</p> <p>滑走路 誘導路及びエプロン (禁止標識)</p> </div> <div data-bbox="1310 694 1489 718" data-label="Caption"> <p>別図(2) 禁止標識</p> </div> <div data-bbox="1019 766 1064 790" data-label="Section-Header"> <p>備考</p> </div> <div data-bbox="1052 790 1803 1117" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁止標識の色彩は、滑走路は白色、誘導路及びエプロンは黄色とする。また、コンクリート舗装や積雪寒冷地の空港等においては、視認性等を検討の上、他の色を用いることができる。</li> <li>2 滑走路及び誘導路上の禁止標識は、工事区間の両端に設置しなければならない。なお、滑走路においては標識間の最大間隔が300mを超えないように追加の禁止標識を設置しなければならない。</li> <li>3 <b>禁止標識は、空港管理者が必要と認める場合に複数設置できるものとする。また、空港管理者が必要と認める場合には情報標識の併用もできるものとする。</b></li> <li>4 エプロン上の禁止標識は、空港管理者が必要と認める場合に設置しなければならない。</li> <li>5 禁止標識は、テープ・寒冷紗（水タンク等により飛散防止対策を施したもの）等による方式を用いることができる。</li> </ol> </div> <div data-bbox="1456 1157 1736 1300" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1500 1300 1680 1324" data-label="Caption"> <p>寒冷紗の設置イメージ</p> </div> <div data-bbox="1377 1324 1422 1348" data-label="Page-Footer"> <p>14</p> </div>	<div data-bbox="1836 255 2027 287" data-label="Text"> <p>・記載内容の整理</p> </div>